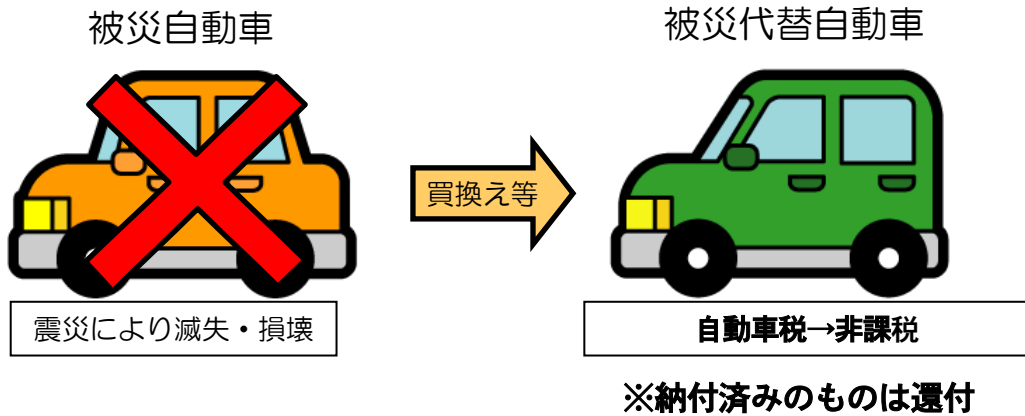


# 自動車税の非課税措置について

## 1 被災代替自動車の取得に係る自動車税の非課税措置

東日本大震災により滅失し、または損壊した自動車（被災自動車）の所有者等が、被災自動車に代わるものと認められる自動車（被災代替自動車）を **平成23年3月11日から令和3年3月31日まで** の間に取得した場合には、**自動車税を非課税**とする特例措置が講じられています。



## 2 自動車税種別割の適用関係

取得期間	非課税年度		
H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	H31	R2	
R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31		R2	R3

詳しくは、東青地域県民局県税部課税第三課へご連絡ください。

問い合わせ先

東青地域県民局県税部 電話番号（直通）017-734-9974  
所在地 〒030-8530 青森市新町2丁目4-30  
県庁舎北棟1階

青森県・東青地域県民局県税部

R3. 4. 1